

「東北観光フリーパス」 周遊プラン

ご注意いただきたい走行例

東日本高速道路(株)東北支社

「東北観光フリーパス」周遊プランをご利用いただく際には、①利用期間 及び ②走行区間の2点にご注意ください。

なお、「東北観光フリーパス」首都圏発着プランにつきましては、別途【「東北観光フリーパス」首都圏発着プラン ご注意いただきたい走行例】を、各首都圏発着プランご案内ページにてご用意しておりますのでそちらをご覧ください。

①利用期間の注意点

各走行の走行区間および時間の判定は、入口料金所および出口料金所の通過をもって行います。

利用開始日・利用終了日の前後の時間帯に走行する場合には、料金所通過時刻にご注意ください。

通行止めによって高速道路を降りることを余儀なくされた場合を除き、高速道路を乗り降りした場合には、その前後の走行をそれぞれ一走行として判定いたします。

本線料金所[※]を通過した場合には、本線料金所を境として別々の走行と判定し、本線料金所がそれぞれの走行の入口料金所または出口料金所となります。

※本線料金所 …… 一部のICにおいて、一般道などと乗り降りするIC・JCTの手前や無料の高速道路との接続部に設置している料金所です。料金をいただいたり、ETC 時間帯割引の時間判定を行っています。

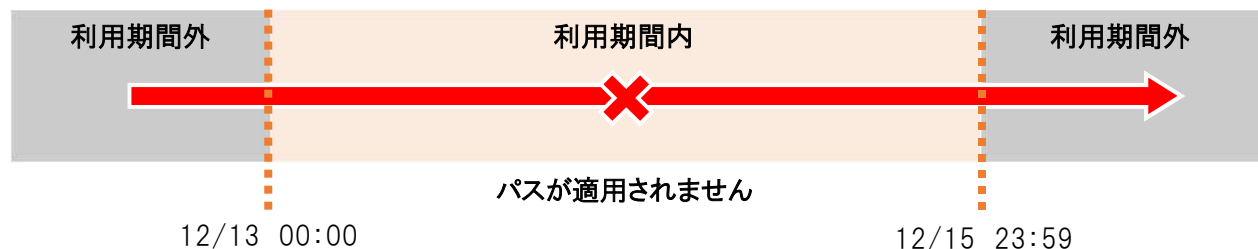
詳細はこちら → https://www.driveplaza.com/traffic/search/soukou_seigen/honsen_etc.html

※山形自動車道(湯殿山～鶴岡 JCT)・日本海東北自動車道(鶴岡 JCT 料金所～酒田みなと)については、それぞれの料金所の通行日で判定いたします。

《例》 3日間プラン(12/13～12/15)にお申込みの場合



(入口料金所:利用期間外 → 出口料金所:利用期間外)

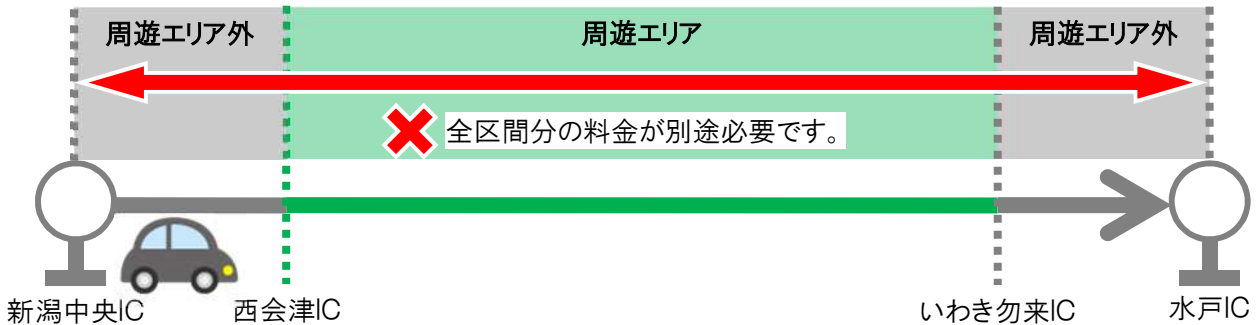


② 走行区間の注意点

◆ 周遊エリア外の料金所から、周遊エリアを通過して周遊エリア外の料金所まで走行した場合

周遊エリア部分の走行を含め、全区間分の通行料金が別途必要です。

《例》

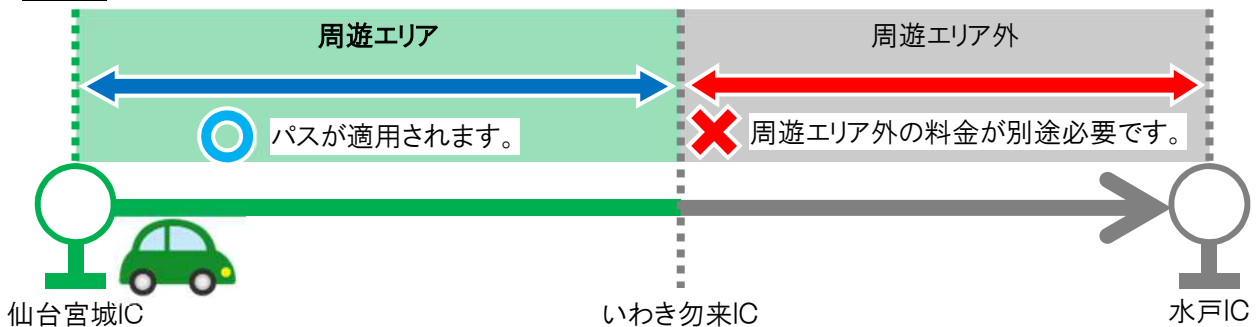


◆ 周遊エリア内の料金所から、周遊エリア外の料金所まで走行した場合

周遊エリア外の走行部分について、別途料金が発生します。

(周遊エリアと周遊エリア外との境界部分で一旦降りて乗り直す必要はありません。)

《例》



◆ 周遊エリア外の料金所から、周遊エリア内の料金所まで走行した場合

周遊エリア外の走行部分について、別途料金が発生します。

(周遊エリアと周遊エリア外との境界部分で一旦降りて乗り直す必要はありません。)

《例》

